

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

定 款	1
入会規則	(定款施行細則第1号)13
会費規則	(定款施行細則第2号)14
役員等選任規則	(定款施行細則第3号)15
評議員選出規則	(定款施行細則第4号)20
社員総会規則	(定款施行細則第5号)23
会員集会規則	(定款施行細則第6号)24
学術集会規則	(定款施行細則第7号)25
教育集会規則	(定款施行細則第8号)27
専門医制度規則	(定款施行細則第9号)28
資格認定施行細則	31
指定修練施設認定施行細則	34

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

凡例

1 定款及び定款施行細則本文

- (1) 改正箇所を含む条文のみを抜粋し、以下の示した。現行の定款及び定款施行細則は、本会ホームページ及び会誌第41巻第1号巻末に掲載。
- (2) 現行の定款及び定款施行細則に対して、削除箇所は取り消し線、追加箇所は下線により示した。
- (3) 「●●」は、未定箇所として示した。

2 注釈欄

- (1) 定款及び定款施行細則本文の右隣に注釈欄を設け、当該条項にかかわる簡単な説明を記した。
- (2) 「○○」は、例として示した。

改正案

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款

[注釈]

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 一般会員

この法人の目的に賛同する医師及び医学研究者

(2) 特別会員

この法人に対して特別に功労のあった者の中から、理事会及び総会社員総会の議を経て推薦された者

(3) 名誉会員

原則として、理事長、定期学術総会会長、学術集会会長を務めた者、又は理事、監事を通算6年以上務め、会務に尽力した者の中から、理事会及び総会社員総会の議を経て推薦された者

日本消化器外科学会総会と区別するために「総会」を「社員総会」に改める。

JDDW参加に伴い、「定期学術総会」を「日本消化器外科学会総会」に改め、JDDW時の学術集会として「日本消化器外科学会大会」を加え、これらの総称を「学術集会」とする。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき、総社員(以下「評議員」という。)の4分の3以上の賛成による総会社員総会の決議により、これを除名することができる。

法令作成上の慣例に倣い、「(以下、○○)」又は「(以下、○○と略記)」を「以下「○○」という。」に改める。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、理事会の議を経て当該会員に除名の決議を行う総会社員総会の1週間前までに通知するとともに、同総会社員総会において、本人が希望すれば当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員)

第12条 この法人に、理事14名以上17名以内、監事2名以上4名以内を置く。

2 理事のうち1名を理事長、~~1名を学術総会会長(以下、総会会長)、1名を学術総会副会長(以下、総会副会長)~~とする。

(役員を選任)

第13条 ~~総会会長及び総会副会長以外の~~理事及び監事は、別に定めるところにより立候補した評議員の中から総会社員総会で選任する。

~~2 総会会長及び総会副会長である理事は、総会において総会会長及び総会副会長以外の理事を選任した後に、別に定めるところにより立候補した評議員の中から選任する。~~

~~3~~2 理事長は、別に定めるところにより理事が互選によって選任する。

~~4 第1項及び第2項で定める理事は、相互に兼ねることができる。ただし、理事長、総会会長及び総会副会長は、相互に兼ねることができない。~~

~~5 理事長と総会会長は、相互に歴任することはできない。~~

6-3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

学術集会会長は役員としない。ただし、理事会に出席し意見を述べることができる旨を細則で規定する。また、理事長の例外規定(理事の任期1年延長)を削る。これに伴い、「14名以上17名以内」を「14人以内」に改める。

法令作成上の慣例に倣い「名」を「人」に改める。

学術集会会長は役員としない。これに伴い、第2項、第4項及び第5項を削り、第3項を第2項とし、第6項を第3号とする。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、中間法人法上の代表理事として業務を統括する。

2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事長によって指名された順序に従って理事がその職務を代行する。

~~3 総会会長は、別に定める規定に従って、この法人の定期学術総会を主宰する。総会会長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事会の議するところによる。~~

~~4 総会副会長は、別に定める規定に従って、この法人の次回の定期学術総会を主宰する。総会副会長に事故があるとき、又は欠けたときは、総会副会長を可及的速やかに、臨時若しくは定時の総会において選任する。~~

~~5-3~~ 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。

~~6-4~~ 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行についての不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会社員総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときには、理事会又は総会社員総会を招集すること。

(役員任期)

第15条 理事長は、通算4年を超えて在任することができない~~理事長の任期は、2年とし(選任の日から2回目の定時総会の終~~子日まで、本条及び第12条の規定にかかわらず、理事長である~~理事は、後任である理事長が選任される理事会の終結する時~~まで、理事及び理事長の職にとどまる。)~~、再任は妨げない。ただし、通算4年を超えることはできない。理事長の任期中に理事の任期が満了し、任期が満了する定時総会で再度理事に選任された者は、引き続き選任手続きを経ることなく理事長の職にとどまる。理事長の任期途中の定時総会で理事に選任されなかつた者については、理事の任期が満了する総会の終日に理事長の任期が満了する。その後選任された理事長の任期は選任の~~

第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

理事長は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならないとする。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

~~目から新たに開始する。~~

~~2 総会会長及び総会副会長である理事の任期は、1年とし、再任はできない。~~

3-2 総会会長及び総会副会長以外の理事の任期は、~~第4項の場合を除き~~2年とし、再任は妨げない。ただし、通算68年を超えることができない。

~~4 前項ただし書の規定にかかわらず、理事の通算在任期間が6年に達する者について、6年間の在任期間の満了時に理事長の任期が残存している場合は、6年間の任期が満了する時点の定時総会の承認を得て、任期1年の理事として選任されることができ。~~

5 総会会長及び総会副会長以外の理事は、毎年の定時社員総会で半数を改選するものとする。

6-4 監事の任期は4年とする。

7-5 理事及び監事の任期は、~~選任された総会の翌日から~~任期に対応する年次の定時社員総会終り日の終結の時までとする。

8-6 補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

9-7 任期中に評議員資格を喪失した役員は、その年次の定時社員総会の終結の時終り日にその資格を失うものとする。

10-8 本条に定める役員の通算任期の制限には、補充により選任された期間を含まない。

(役員の解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議を経て、総会社員総会の出席者の3分の2以上の賛成により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められると

学術集会会長は役員としない。これに伴い、第2項及び第4項を削り、第3項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、第7項を第5項とし、第8項を第6項とし、第9項を第7項とし、第10項を第8項とする。

理事長は現行よりもその任期を全うしやすいように、また理事長及びその他の理事の通算任期年限に差を設けない等の理由により、「6年」を「8年」に改める。

「終了日」を「の終結の時」に改める。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

き。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う前に、本人が希望すれば当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(評議員)

第17条 この法人の社員は、一般会員の中から選任された350各人以内の評議員をもって構成する。

2 評議員は、総会社員総会において定められた規定により、一般会員の中から選任される。

3 評議員の任期は1期5年とし、選任された年の事業年度開始日から任期に対応する年次の事業年度終了日までとする。ただし、補充によって選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了すべきときまでとする。

4 評議員は再任を妨げないが、満65歳に達した者は、その年次の事業年度終了日でその資格を失う。

5 評議員は、定時総会定時社員総会を3回連続して欠席したとき、その資格を失う。

6 評議員には、前条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるものはそれぞれ「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第18条 評議員は総会社員総会を組織し、この定款に定める職務を行う。

(理事会の構成)

第19条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第20条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会社員総会により議決した事項の執行に関すること。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

- (2) 総会社員総会に付議すべき事項を決定すること。
- (3) その他の会務の執行に関する事項
- (4) 理事長が必要と認めた事項

(理事会の議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故のある場合は、一とき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた順序により他の理事の中から選出する。

(総会社員総会の構成)

第27条 総会社員総会は評議員をもって構成する。

2 名誉会員及び特別会員は、総会社員総会に出席して意見を述べることができる。

(総会社員総会の種別)

第28条 総会社員総会は、定時総会定時社員総会及び臨時総会臨時社員総会の2種とする。

(総会社員総会の権能)

第29条 総会社員総会は、この法人の最高議決機関として、この定款に定めるもののほか、会務について理事長の諮問に応じて評議し、この法人の運営に関する事項を議決する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 定款の制定及び変更に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 総会社員総会において、審議することを議決した事項

(総会社員総会の開催)

第30条 定時総会定時社員総会は、毎年事業年度終了後3か月以内の学術総会日本消化器外科学会総会時に開催する。

2 臨時総会臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 評議員現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した

定時社員総会は日本消化器外科学会総会時に開催し、日本消化器外科学会大会時は開催しないものとする。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

書面によって開催の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会社員総会の招集)

第31条 総会社員総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会臨時社員総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時総会臨時社員総会が招集されないときは、各理事又は監事が臨時総会臨時社員総会を招集することができる。

3 総会社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに、各評議員に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、理事長は、その判断で招集までの期間を短縮することができる。

(総会社員総会の議長)

第32条 定時総会定時社員総会の議長は理事長とし、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた理事がこれに当たる。ただし、第30条第2項の規定による臨時総会臨時社員総会の議長は、総会社員総会において出席評議員の中から選出する。

(総会社員総会の定足数)

第33条 総会社員総会は、評議員現在数の過半数の出席（委任状による出席を含む）がなければ開会することができない。

(総会社員総会の議決権の個数)

第34条 評議員は、総会社員総会において1人1個の議決権を有する。

(総会社員総会の議決等)

第35条 総会社員総会の議決等は、第24条、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「総会社員総会」及

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、議事録の署名については、議長及び出席した理事は署名又は記名押印しなければならない。

(会員集会)

第36条 全会員を対象とする会員集会を定時総会定時社員総会時期に開催する。会員集会実施等の細目については、総会社員総会で別に定める。

(基金の総額)

第37条 この法人の基金（代替基金を含む）の総額は、金300万円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第38条 この法人の基金は、この法人が解散するときまでは、総会社員総会の議決がなければ返還しない。

(基金の返還手続)

第39条 この法人の基金の拠出者が、基金の返還を求めるときは、総会社員総会での議決及び代替基金の積立て後に、これを返還するものとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の承認を得て執行する。ただし、事後に総会社員総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第45条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、3か月以内に理事長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会社員総会の議決、承認を受けなければならない。

(特別会計)

第46条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

及び総会社員総会の議決，承認を得て，特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は，一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差益の処分)

第47条 この法人の収支決算に差益が生じた場合において，繰り越した差損があるときはその補填に充て，なお差益があるときは，理事会及び総会社員総会の議決，承認を得て，その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し，又は積み立てるものとする。

(長期借入金)

第48条 この法人は借入金をしようとするときは，その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き，理事会及び総会社員総会の議決，承認を得なければならない。

(書類及び帳簿の備付け等)

第52条 この法人の事務所に，次の書類を備え付けなければならない。ただし，他の法令により，これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 役員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (5) 財産目録
- (6) 資産台帳及び負債台帳
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 理事会及び総会社員総会の議事に関する書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 損益計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

(最初の社員)

第56条 第17条の定めにかかわらず，この法人の設立時の社

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

員は次のとおりとする。

氏名 愛甲 孝
氏名 跡見 裕
氏名 岡 正朗
氏名 上西 紀夫
氏名 北島 政樹
氏名 佐々木 巖
氏名 佐治 重豊
氏名 塩崎 均
氏名 炭山 嘉伸
氏名 幕内 博康
氏名 山岸 久一
氏名 北野 正剛
氏名 高崎 健
氏名 田尻 孝
氏名 中村 達
氏名 平田 公一
氏名 三輪 晃一

2 この法人の設立後に第 17 条の規定により評議員が選任される。同条の規定にかかわらず、この法人設立時の社員は、同条により選任された評議員とみなされる。ただし、設立時の社員（評議員）及び設立後初めて選任された評議員の任期は、就任後最初に終了する事業年度に関する[定時総会](#)[定時社員総会](#)の終了日までとし、その[総会](#)[社員総会](#)で承認のあった場合には、これらの評議員は2005年の[定時総会](#)[定時社員総会](#)終了日までこの定款の規定に従ってその職にとどまることができる。

3 第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、評議員の任期は、平成 22 年（西暦 2010 年）一斉選出から適用し、以下の経過措置をとる。

(1) 平成 21 年（西暦 2009 年）までに選任される評議員の任期は、平成 22 年（西暦 2010 年）4 月 30 日までとする。

(2) 満 65 歳に達した評議員は、[定時総会](#)[定時社員総会](#)終了日でその資格を失う。

（最初の役員）

第 57 条 第 12 条及び第 13 条の定めにかかわらず、この中間法

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

人上の当初の役員は次のとおりとする。

(会長)

氏名 愛甲 孝

(副会長)

氏名 跡見 裕

(理事)

氏名 愛甲 孝

氏名 跡見 裕

氏名 岡 正朗

氏名 上西 紀夫

氏名 佐々木 巖

氏名 塩崎 均

氏名 幕内 博康

氏名 山岸 久一

氏名 北野 正剛

氏名 高崎 健

氏名 田尻 孝

氏名 中村 達

氏名 平田 公一

氏名 三輪 晃一

(監事)

氏名 北島 政樹

氏名 佐治 重豊

氏名 炭山 嘉伸

2 第 15 条の定めにかかわらず、前項掲記の最初の役員の任期は、就任後最初に終了する事業年度に関する[定時総会](#)[定時社員総会](#)の終了日までとする。

3 第 15 条の定めにかかわらず、最初の役員が退任する[総会](#)[社員総会](#)で選任される会長及び副会長以外の理事のうち、半数については任期を1年とする。

(施行細則)

第 58 条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会及び[総会](#)[社員総会](#)の議を経て、別に定める。

以上、有限責任中間法人日本消化器外科学会を設立するため、

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

この定款を作成し、社員が次に署名押印する。

平成 15 年 7 月 17 日

社員 愛甲 孝
社員 跡見 裕
社員 岡 正朗
社員 上西 紀夫
社員 北島 政樹
社員 佐々木 巖
社員 佐治 重豊
社員 塩崎 均
社員 炭山 嘉伸
社員 幕内 博康
社員 山岸 久一
社員 北野 正剛
社員 高崎 健
社員 田尻 孝
社員 中村 達
社員 平田 公一
社員 三輪 晃一

付則 1 この法人は、昭和 43 年 7 月 16 日に創立された日本消化器外科学会が、法人格取得に伴い有限責任中間法人日本消化器外科学会として平成 15 年 8 月 1 日に設立登記され、この定款は同日から施行する。

2 この定款は、平成 18 年 7 月 14 日から改正する。ただし、第 2 条の規定は、平成 18 年 10 月 10 日から施行する。

3 この定款は、平成 20 年●月●日から施行する。ただし、第 15 条第 2 項ただし書きの規定は、平成 20 年の定時社員総会の終結の時から施行する。

施行日を加える。

第 15 条第 2 項理事の通算任期 8 年までという規定は、平成 20 年の定時社員総会で理事の通算任期 6 年を満了する者には適用しない。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

有限責任中間法人日本消化器外科学会入会規則（定款施行細則第1号）

第1条 この法人（以下「~~一~~本会」と略記いう。）の入会については、定款に定められたことのほかは、この規則による。

第3条 本会の会員になろうとする者は、入会申請書に、所定の事項のすべてを記入し、当該年度の会費を添えて、本会事務所気付で理事長宛に提出しなければならない。

2 本会の会員になろうとする者は、本会の評議員、名誉会員、特別会員、認定施設の指導責任者、又は所属施設病院長のいずれかが署名（~~記名~~）、又は記名押印した推薦書を添付しなければならない。

3 本会の会員として登録される者は、日本消化器外科学会振興会の会員としても登録される。

第6条 この規則は、理事会及び総会社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

付則 1 この規則は、平成15年8月28日から施行する。

2 この規則は、平成18年7月14日から改正する。

3 この規則は、平成20年●月●日から施行する。

[注釈]

法令作成上の慣例に倣い、「(以下, ○○)」又は「(以下, ○○と略記)」を「以下「○○」という。」に改める。

法令作成上の慣例に倣い、「署名(記名), 押印」を「署名又は記名押印」に改める。

日本消化器外科学会総会と区別するために「総会」を「社員総会」に改める。

施行日を加える。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

有限責任中間法人日本消化器外科学会会費規則（定款施行細則第2号）

第1条 この法人（以下「~~一本会~~と略記いう。）の会費については、定款に定められたことのほかは、この規則による。

第9条 この規則は、理事会及び総会社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

付則 1 この規則は、平成15年8月28日から施行する。

2 この規則は、平成18年7月14日から改正する。

3 この規則は、平成20年●月●日から施行する。

[注釈]

法令作成上の慣例に倣い、「(以下、○○)」又は「(以下、○○と略記)」を「以下「○○」という。」に改める。

日本消化器外科学会総会と区別するために「総会」を「社員総会」に改める。

施行日を加える。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

有限責任中間法人日本消化器外科学会役員等選任規則（定款施行細則第3号）

（適用）

第1条 この法人（以下「~~一本会~~」と略記いう。）の役員等の選任は、定款に定められたことのほかは、この規則による。

（選任方法）

第2条 理事長の選任は、定時社員総会における理事選任後の理事会において、理事が互選により選任する。

2 前項の規定にかかわらず理事長が欠けたときは、理事会において速やかに選任する。

3 理事長以外の役員及び学術集会会長の選任は、総会社員総会に出席した評議員の無記名投票の選挙によって行う。ただし、委任状による投票は、これを認めない。

（開票立会人）

第3条 前条第3項の選挙に当たって、議長は、総会社員総会に出席した評議員の中から、2名人以上の開票立会人を指名する。

2 開票立会人は、開票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を処理する。

（理事長の選任）

第6条 理事長は、理事会において理事が互選により選任する。

2 立候補者が1人の場合は、無投票により選任する。

3 立候補者が複数の場合は、投票により選任する。

(1) 初回投票で有効票数の過半数を得た者とする。

(2) 初回投票で過半数に満たない場合は、得票数上位2名人を対象に再投票を行い、得票数の多い者とするが、同数の場合は抽選により選任する。

〔注釈〕

学術集会会長は役員としない。これに伴い、「役員選任規則」を「役員等選任規則」に改める。

法令作成上の慣例に倣い、「(以下、〇〇)」又は「(以下、〇〇と略記)」を「以下「〇〇」という。」に改める。

日本消化器外科学会総会と区別するために「総会」を「社員総会」に改める。

法令作成上の慣例に倣い「名」を「人」に改める。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

(3) 初回投票で同数得票者を含む上位が3 各人以上の場合は、その者を対象に再投票を行い、上記(1)(2)の手順を準用する。

4 立候補者がいない場合は、話し合い又は投票により選任する。投票による場合は、前項第1号から第3号までの規定を準用する。

5 在任期間が1年を超える理事長は、定時社員総会終了後に開催される理事会において、継続して在任することの承認を得るものとする。

理事長の選任時期が奇数年又は偶数年に偏ることがないように、毎年、継続して在任する旨の承認を得るものとし、第5項を加える。

第3章 総会会長及び総会副会長 学術集會会長の選任

(総会会長 学術集會会長の選任)

第7条 総会会長 学術集會会長の選任は、総会副会長を次回の総会会長の候補者として、定時社員総会の議決によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、学術集會会長が欠け、かつ社員総会が学術集會会長を補充することを決議したときは、次の各号のいずれかに該当するときに限って、学術集會会長 総会会長の選任は、選挙によって行う。

副会長という呼称を廃し、会長及び副会長をそれぞれ「第〇〇回総会会長」として選任し、大会会長も同様とする。これに伴い、第7条第1号、同条第2号及び第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

~~—(1) 総会会長が欠け、かつ総会が総会会長を補充することを議決したとき—~~

~~—(2) 総会副会長を次回の総会会長の候補者とすることができないとき—~~

3 前項に定める総会会長 学術集會会長の選挙は、次の各号の規定によって行う。

(1) 評議員は、総会会長 学術集會会長の候補者（以下「総会会長 学術集會会長候補者」と略記いう。）になることができる。

(2) 総会会長 学術集會会長候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後5時までには到着するように、書留郵便等によって、その旨を理事長に届け出なければならない。

(3) 前号に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、総会会長候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載しなければならない。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

(4) 理事長は、総会会長学術集会会長の選挙を行う総会社員総会の10日前までに到着するよう、総会会長学術集会会長候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載した総会会長学術集会会長の選挙広報を評議員に送付する。

(5) 総会会長学術集会会長の選挙は、総会会長学術集会会長候補者を被選挙権有権者として、単記投票により行い、得票数の最も多かった者を当選者とする。

(6) 前項の規定にかかわらず、総会会長学術集会会長候補者が1名のその定数を超えないときは、総会社員総会の議決により選挙を行うことなく総会会長学術集会会長候補者を総会会長学術集会会長として選任することができる。

~~（総会副会長の選任）~~

~~第8条 総会副会長の選任には、前条第3項の規定を準用する。この場合、同項の主文及び同項第1号に「総会会長」とあるのは「総会副会長」と、同項第1号から第6号までに「総会会長候補者」とあるのは「総会副会長候補者」と、同項の主文及び同項第4号並びに第5号に「総会会長の選挙」とあるのは「総会副会長の選挙」と、それぞれ読み替えるものとする。~~

（理事の選任）

第98条 理事の総数は、14名以上17名以内とし、選挙によつて選任される理事の総数は14名人以内とする。

学術集会会長は役員としない。ただし、理事会に出席し意見を述べることができる旨を細則で規定する。また、理事長の例外規定（理事の任期1年延長）を削る。これに伴い、「14名以上17名以内」を「14人以内」に改める。

2 評議員は、理事の候補者（以下「~~理事候補者~~」と略記いう。）になることができる。

3 理事候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後5時までには到着するように、書留郵便等によって、その旨を理事長に届け出なければならない。

4 前項に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載しなければならない。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

- 5 理事長は、理事の選挙を行う総会社員総会の10日前までに到着するよう、理事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載した理事の選挙広報を評議員に送付する。
- 6 理事は、前任者の任期満了に伴い半数ごとに選挙するものとし、選挙によって選任する理事の数は7各人とする。
- 7 選挙は、理事候補者を被選挙権有権者として行い、それぞれの評議員が投票する数は、前項に定める数と同数とする。
- 8 得票数の最も多かった者から、順次、第6項に定める数までの理事候補者を当選者とする。ただし、理事候補者数が第6項に定める数を超えないときは、総会社員総会の議決によって、選挙を行うことなく理事候補者を理事として選任することができる。

(監事の選任)

第49条 監事の総数は、2各人以上4各人以内とする。

- 2 評議員は、監事の候補者（以下「~~監事候補者~~」と略記いう。）になることができる。
- 3 監事候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後5時までに到着するよう、書留郵便等によって、その旨を理事長に届け出なければならない。
- 4 前項に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、監事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載しなければならない。
- 5 理事長は、監事の選挙を行う総会社員総会の10日前までに到着するよう、監事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載した監事の選挙広報を評議員に送付する。
- 6 監事は、前任者の任期満了に伴い選挙するものとし、選挙によって選任する監事の数、4各人以内とする。欠員は本条を準用して補充選任することができる。
- 7 選挙は、監事候補者を被選挙権有権者として行い、それぞれの評議員が投票する数は、前項に定める数と同数とする。
- 8 得票数の最も多かった者から、順次、第6項に定める数までの監事候補者を当選者とする。ただし、監事候補者数が第6項に定める数を超えないときは、総会社員総会の議決によって、選挙を行うことなく監事候補者を監事として選任することができる。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

(変更及び廃止)

第 ~~11~~10 条 この規則は、理事会及び総会社員総会の議を経て、
変更又は廃止することができる。

付則 1 この規則は、平成 15 年 8 月 28 日から施行する。

2 この規則は、平成 18 年 7 月 14 日から改正する。

3 この規則は、平成 20 年●月●日から施行する。

施行日を加える。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

有限責任中間法人日本消化器外科学会評議員選出規則（定款施行細則第4号）

第1条 この法人（以下、「本会」と略記いう。）の評議員の選出は、定款に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 評議員の選出は、評議員選出委員会（以下、「選出委員会」と略記いう。）の審査を経るものとする。

第3条 評議員になるための審査を申請する者（以下、「申請者」と略記いう。）は、毎年申請時において、次の第1号及び第2号の資格を備えることを要し、かつ第3号の書類を提出するものとする。

(1) 継続15年以上本会会員であり、かつ会費を完納していること。

(2) 消化器外科専門医であること。ただし、昭和54年以前の医師免許取得者で本会指導医資格を有する者はこの限りでない。

(3) 所定の申請書、及び理事長が毎年会誌に公告する業績基準の様式に従って作成した業績集

第6条 評議員選出委員（以下、「選出委員」と略記いう。）は次の各号に定める役職、委員よりなり、選出委員会を構成する。

(1) 理事長の指名する選出委員会担当理事 1 各人

(2) 専門委員

(イ) 食道 1 各人

(ロ) 胃・十二指腸 1 各人

(ハ) 小・大腸 1 各人

(ニ) 肝・脾 1 各人

(ホ) 胆・膵 1 各人

(3) 地区委員

(イ) 北海道地区 1 各人

(ロ) 東北地区 1 各人

[注釈]

法令作成上の慣例に倣い、「(以下, ○○)」又は「(以下, ○○と略記)」を「以下「○○」という。」に改める。

法令作成上の慣例に倣い「名」を「人」に改める。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

- (ハ) 関東地区 1 各人
- (ニ) 北陸地区 1 各人
- (ホ) 中部地区 1 各人
- (ヘ) 近畿地区 1 各人
- (ト) 中国・四国地区 1 各人
- (チ) 九州地区 1 各人

(4) 専門委員及び地区委員は評議員の中から理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

(5) 選出委員の任期は、2年とし、再任を妨げないが、通算6年を超えることができない。

(6) 選出委員に欠員が生じた場合は、理事長は速やかにこれを補充するものとする。その任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 評議員を選出する選出委員会は、次の要項に従って行う。

(1) 毎年1回以上開催する。

(2) 選出委員会は、委員現在数の過半数以上の出席をもって成立し、文書による委任は認めない。

(3) 選出委員会の委員長は、第6条第1号に定める選出委員会担当理事とする。

(4) 選出委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(5) 選出委員会の議事録は、委員長が作成し、委員長及び出席者代表2 各人が署名し、事務所に保管する。

(6) 選出委員会の議事は、公開しない。ただし、申請者は、委員長の承認を経て議事録を閲覧することができる。

第12条 この規則は、理事会及び総会社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

日本消化器外科学会総会と区別するために「総会」を「社員総会」に改める。

補則 定款第17条及び前条までの規定にかかわらず、この法人の設立後最初に選任される評議員は、平成15年7月31日現在日本消化器外科学会評議員であった別表の者とする。

付則 1 この規則は、日本消化器外科学会評議員選出規則を継

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

承し、平成 15 年 8 月 28 日からこの法人の定款施行細則として
一部改正の上、施行する。

2 この規則は、平成 18 年 7 月 14 日から改正する。

3 この規則は、平成 20 年●月●日から施行する。

施行日を加える。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

有限責任中間法人日本消化器外科学会 総会社員総会 規則（定款施行細則第5号）

第1条 この法人（以下「一本会」と略記いう。）の 総会社員総会 については、定款に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 総会社員総会 は、定款第29条に定められた事項のほか、本会の運営に関する重要事項を審議し、議決する。

第3条 定時総会 定時社員総会 の議長は、理事長とし、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた理事がこれに当たる。

第4条 この規則は、理事会及び 総会社員総会 の議を経て、変更又は廃止することができる。

付則 1 この規則は、平成15年8月28日から施行する。

2 この規則は、平成18年7月14日から改正する。

3 この規則は、平成20年●月●日から施行する。

[注釈]

日本消化器外科学会総会と区別するために「総会」を「社員総会」に改める。

法令作成上の慣例に倣い、「(以下, ○○)」又は「(以下, ○○と略記)」を「以下「○○」という。」に改める。

施行日を加える。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

有限責任中間法人日本消化器外科学会会員集会規則（定款施行細則第6号）

第1条 この法人（以下、「本会」と略記いう。）の会員集会については、定款第36条に定めることのほかは、この規則による。

法令作成上の慣例に倣い、「(以下, ○○)」又は「(以下, ○○と略記)」を「以下「○○」という。」に改める。

第2条 会員の意見表明及び本会の事業等を会員に直接報告する場として、原則として毎年1回、定時総会定時社員総会開催時に、その開催地で開く。

日本消化器外科学会総会と区別するために「総会」を「社員総会」に改める。

第4条 この規則は、理事会及び総会社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

付則 1 この規則は、平成15年8月28日から施行する。

2 この規則は、平成18年7月14日から改正する。

3 この規則は、平成20年●月●日から施行する。

施行日を加える。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

有限責任中間法人日本消化器外科学会 ~~定期学術総会~~ 学術集会 規則（定款施行細則第7号）

第1条 この法人（以下「~~一本会~~」と略記いう。）は、定款第4条第1号に定める会員の研究発表会の一つとして、~~定期学術総会~~ 学術集会を開催する。

第2条 ~~定期学術総会~~ 学術集会は、日本消化器外科学会総会及び日本消化器外科学会大会とし、毎年各1回、定時総会時に、その開催地において開催する。

2 ~~定期学術総会~~ 学術集会の通算回数は、この規則が施行される前の日本消化器外科学会総会 及び日本消化器外科学会大会の回数を継承する。

第3条 ~~定期学術総会~~ 学術集会は、約1か月前までに、日時、場所及び日程を記載した機関誌等をもって周知する。

第4条 ~~定期学術総会~~ 学術集会は、~~定期学術総会会長~~ 日本消化器外科学会総会会長（以下「~~総会会長~~」と略記いう。）及び日本消化器外科学会大会会長（以下「大会会長」という。）が主宰する。

2 総会会長及び大会会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

~~2—3~~ 総会会長及び総会副会長の任期は、選任された年の~~定期学術総会~~ 日本消化器外科学会総会終了の翌日から~~次回の当該の~~ 日本消化器外科学会総会 ~~定期学術総会~~ 終了日までとし、大会会長の任期は、選任された年の日本消化器外科学会大会終了の翌日から当該の日本消化器外科学会大会終了日までとするする。

4 総会会長、大会会長及び理事長は、相互に歴任することがで

[注釈]

JDDW 参加に伴い、「定期学術総会」を「日本消化器外科学会総会」に改め、JDDW 時の学術集会として「日本消化器外科学会大会」を加え、これらの総称を「学術集会」とする。

法令作成上の慣例に倣い、「(以下、○○)」又は「(以下、○○と略記)」を「以下「○○」という。」に改める。

学術集会会長は役員とみなさないが、理事会に出席して意見を述べることもできるものとし、第2項を加える。

第2項を第3項とする。

大会会長の任期に関する規定を加える。

総会会長及び大会会長も相互に歴

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

きない。

第5条 学術集会会長が学術集会を主宰できないときは、理事会の議により選任された者がその職務を代行するものとする。

~~総会会長が定期学術総会を主宰できないときは、定款第14条第3項により選任された者がその職務を代行する。~~

2 ~~定期学術総会~~学術集会の職務を代行する者の任期は、委嘱された日から定期学術総会~~当該学術集会~~の業務終了日までとする。

第6条 本会は、定期学術総会~~日本消化器外科学会総会~~の費用の一部として、運用財産を支出することができる。

2 ~~総会会長~~学術集会会長又は定期学術総会学術集会の職務を代行する者は、定期学術総会学術集会の終了後6か月以内に、定期学術総会当該学術集会にかかわる決算書を、公認会計士の監査報告書及び経理帳票類を添付して理事会に提出し、報告しなければならない。

3 理事会は、前項の報告を受けたときは、これを本会の収支の一つとして当該年度の決算に繰り入れるものとする。

第7条 この規則は、理事会及び~~総会~~社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

第8条 第4条第3項の規定にかかわらず、平成20年及び平成21年に選任される大会会長の任期は、選任された年の定時社員総会の終結の時から当該の日本消化器外科学会大会終了日までとする。

付則 1 この規則は、平成15年8月28日から施行する。

2 この規則は、平成18年7月14日から改正する。

3 この規則は、平成20年●月●日から施行する。

任することができないものとし、第4項を加える。

日本消化器外科学会総会と区別するために「総会」を「社員総会」に改める。

施行日を加える。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

有限責任中間法人日本消化器外科学会教育集会規則（定款施行細則第8号）

第1条 この法人（以下「~~一~~本会」と略記いう。）は、定款第4条第1号に定める会員の教育に関する事業の一つとして、教育集会を開催する。

法令作成上の慣例に倣い、「(以下, ○○)」又は「(以下, ○○と略記)」を「以下「○○」という。」に改める。

第3条 当該年度の当番世話人は、前期は当該年度に日本消化器外科学会総会を主宰する者、後期は日本消化器外科学会大会を主宰する者が兼任する。ただし、評議員の中から立候補があったときは、理事会の議を経て選任することができる。~~公募し、理事会で選任する。~~

教育集会当番世話人は、学術集会会長が兼任するものとする。

第4条 ~~当番世話人を当番世話人の適任者がいなかったときは、当該年度に定期学術総会を主宰する者が兼任する。ただし、兼任した者が、その後6か月以内に適任者を推薦したときは、理事会の議を経て選任することができる。~~

第7条 開催時期は、前期は~~定期学術総会~~日本消化器外科学会総会時とし、後期は当番世話人が決定する。

第10条 この規則は、理事会及び~~総会~~社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

日本消化器外科学会総会と区別するために「総会」を「社員総会」に改める。

付則 1 この規則は、平成15年8月28日から施行する。

2 この規則は、平成18年7月14日から改正する。

3 この規則は、平成20年●月●日から施行する。

施行日を加える。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

有限責任中間法人日本消化器外科学会専門医制度規則（定款施行細則第9号）

[注釈]

（委員会の設置）

第2条 日本消化器外科学会（以下「~~本会~~」と略記いう。）は、前条の目的を達成するために専門医制度委員会を置く。

法令作成上の慣例に倣い、「(以下, ○○)」又は「(以下, ○○と略記)」を「以下「○○」という。」に改める。

2 委員会の構成及び運営は、別に定められた専門医制度委員会規則による。

（業務）

第3条 専門医制度委員会は、この規則によって以下の業務を行う。

- (1) 専門医制度に関する諸問題を検討する。
- (2) 資格認定委員会及び施設認定委員会を設置する。
- (3) 日本消化器外科学会認定医（以下「~~認定医~~」と略記いう。）の資格喪失に関する審査を行う。なお、新規認定審査は、平成12年度までとする。
- (4) 消化器外科専門医の認定のための審査を行う。なお、平成12年度までに取得した日本消化器外科学会専門医は、消化器外科専門医（以下「~~専門医~~」と略記いう。）と読み替える。
- (5) 日本消化器外科学会指導医（以下「~~指導医~~」と略記いう。）の認定のための審査を行う。
- (6) 認定施設及び関連施設（以下「~~指定修練施設~~」と略記いう。）の認定のための審査を行う。
- (7) 関連学会との連絡及び調整を行う。

（申請資格）

第10条 専門医の認定を申請する者（以下「~~専門医申請者~~」と略記いう。）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること。
- (2) 日本外科学会認定医又は外科専門医であること。
- (3) 継続3年以上本会会員であること。
- (4) 臨床研修終了後、指定修練施設において所定の修練カリ

法令作成上の慣例に倣い、「内」を

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

キュラムに従い、通算 5 年間以上の修練を行っていること。ただし、平成 15 年までの医師免許取得者は、医師免許取得後 7 年間以上修練し、そのうち 5 年間以上は指定修練施設において所定のカリキュラムに従い修練を行っていること。

「うち」に改める。

(5) 別に定める業績を有すること。

(6) 別に定める研修実績を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、認定医の資格を有する者は、次の各号に定めるすべての資格を適用することができる。なお、本項の適用は平成 16 年の審査までとする。

(1) 認定医であること。

(2) 継続 8 年以上本会会員であること。

(3) 指定修練施設において所定の修練カリキュラムに従い、通算 5 年間以上の修練を行っていること。ただし、この 5 年以上の修練期間には認定医取得の年における申請締め切り日以後の 4 年の期間を含めるものとする。

(4) 別に定める業績を有すること。

(5) 別に定める研修実績を有すること。

3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、昭和 54 年以前の医師免許取得者で認定医資格を有する者は、移行措置として特別認定審査を申請することができる。ただし、他分野の外科関連学会の専門医を移行措置により申請する者は、本審査を申請することはできない。なお、本項の適用は平成 20 年の審査までとする。

(1) 認定医であること。

(2) 現在消化器外科臨床に従事し、かつ別に定める診療経験を有すること。

(3) 別に定める業績を有すること。

(4) 別に定める研修実績を有すること。

4 更新のため専門医の認定を申請する者（以下「~~専門医更新申請者~~と略記いう。）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

(1) 日本国の医師免許証を有すること。

(2) 別に定める研修実績を有すること。

(申請資格)

第 16 条 指導医の認定を申請する者（以下「~~指導医申請者~~」

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

と略記いう。)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

(1) 次のいずれかの者とする。

①専門医で、取得後4年以上の者

②規則第10条第2項による専門医で、取得後1年以上の者

③昭和54年以前に日本国の医師免許を取得した認定医で、
会員歴11年以上の者

(2) 最近5年間は、主として消化器外科の臨床に従事していること。

(3) 別に定める業績を有すること。

2 更新のため指導医の認定を申請する者（以下「~~指導医更新申請者~~」と略記いう。）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

(1) 専門医であること。ただし、昭和54年以前の日本国の医師免許取得者は、認定医であること。

(2) 別に定める研修実績を有すること。

(規則の変更)

第33条 この規則は、専門医制度委員会及び理事会の議を経、
~~総会社員総会~~の承認を受けて変更又は廃止することができる。

付則 1 この規則は、昭和59年7月18日から施行された日本消化器外科学会専門医制度規則を継承し、平成15年8月28日に本会の定款施行細則として一部改正の上、施行する。

2 この規則は、平成18年7月14日から改正する。

3 この規則は、平成20年●月●日から施行する。

日本消化器外科学会総会と区別するために「総会」を「社員総会」に改める。

施行日を加える。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

有限責任中間法人日本消化器外科学会専門医制度規則資格認定
施行細則

[注釈]

第6条 資格認定委員の定数は、各地区2 各人又は3 各人とする。

法令作成上の慣例に倣い「名」を「人」に改める。

第7条 資格認定委員会は、次の要項に従って行う。

(1) 資格認定委員会の成立は、委員現在数の3分の2以上とし、文書による委任を認める。

(2) 議事は、出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

(3) 議事録は、委員長が作成し、委員長及び出席者代表2 各人が署名し、事務所に保管する。

(4) 資格認定委員会は、公開しない。議事録の閲覧は、委員長の許可を得るものとする。

第19条 専門医申請者は、次の各号に定められた臨床修練の診療実績、業績及び研修実績を有していなければならない。

(1) 診療経験

専門医修練カリキュラムI(新)に示された手術については、指定修練施設における修練期間中に手術難易度・到達度別必須症例及び必須主要手術の、術者としての規定例数を含む450例以上の経験を必要とする。なお、この診療経験を、診療実績一覧表(1)にすべて記入するとともに、その手術記録(1)を、またその内うちの必須主要手術については、別に規定例数以上を診療実績一覧表(2)に記入し、手術記録(2)を所定の書式に従って作成する。

法令作成上の慣例に倣い、「内」を「うち」に改める。

(2) 業績

申請に必要な業績とは、消化器外科に関する筆頭者としての研究発表を6件以上(論文3編を含む)とする。なお、この業績は、すべて「本会評議員審査のための業績基準」に明記された医学雑誌及び学術集会に発表され、資格認定委員会の審査によって適当であると認められたものでなければならない。

(3) 研修実績

申請に必要な研修実績とは、申請までの期間に本会総会に1回

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

以上及び本会教育集会の全6領域（総論，食道，胃・十二指腸，小腸・大腸，肝・脾，胆・膵）に出席し，総会は参加証で，教育集会は受講証によって証明できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず，規則第10条第3項の特別認定審査を適用した申請者には，次の各号に定める臨床修練，業績及び研修実績を適用する。なお，本項の適用は平成20年の審査までとする

(1) 診療経験

申請時までに，専門医修練カリキュラムⅠ（新）に示された必須主要手術を術者として50例以上の経験を必要とする。

(2) 業績

申請に必要な業績とは，消化器外科に関する筆頭者としての研究論文（症例報告も含む）を6編以上とする。ただし，この業績は，原則として「本会評議員審査のための業績基準」に明記された医学雑誌に発表され，資格認定委員会の審査によって適当であると認められたものでなければならない。

(3) 研修実績

申請までの期間に，本会の総会1回及び教育集会1回（異なる2領域）以上に出席・受講し，総会は参加証で，教育集会は受講証によって証明できるものとする。

3 専門医更新申請者は，最近5年間（申請の年の7月31日まで）に「本会評議員審査のための業績基準」に定められた諸学会の学術集会又はこれらが主催する教育セミナー，若しくは日本医師会生涯教育講座に5回以上出席した研修実績（うち，本会の総会1回以上と教育集会2回：異なる4領域以上が必要）を，参加証又は受講証若しくはこれに準ずる証書（教育集会は受講証）によって証明できるものでなければならない。

4 前項の規定にかかわらず，資格認定委員会は，専門医制度委員会及び理事会の議を経て特例措置をとることができる。

付則 1 この細則は，昭和59年7月18日から施行された日本消化器外科学会専門医制度規則資格認定施行細則を継承し，平成15年8月28日に本会の専門医制度規則の施行細則として一部改正の上，施行する。

2 この施行細則は，平成15年11月21日から改正する。

3 この施行細則は，平成18年7月14日から改正する。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

4 この施行細則は、平成18年12月12日から改正する。

5 この施行細則は、平成20年●月●日から施行する。

施行日を加える。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

有限責任中間法人日本消化器外科学会専門医制度規則指定修練
施設認定施行細則

[注釈]

第3条 施設認定委員の定数は、関東地区4各人、近畿地区2各人、その他の地区1各人とする。

法令作成上の慣例に倣い「名」を「人」に改める。

第4条 施設認定委員会は、次の要項に従って行う。

(1) 施設認定委員会の成立は、委員現在数の3分の2以上とし、文書による委任を認める。

(2) 議事は、出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

(3) 議事録は、委員長が作成し、委員長及び出席者代表2各人が署名し、事務所に保管する。

(4) 施設認定委員会は、公開しない。議事録の閲覧は、委員長の許可を得るものとする。

第9条 認定施設として、次の各号に定めるすべての要件を必要とする。

(1) カリキュラムに定められた手術が、最近3年間に600例以上（うち、必須主要手術が、3年間で120例以上）行われていること。

(2) 指導医1各人のほかに、指導医若しくは専門医が1各人、又は認定医2各人が常勤していること。なお、この指導医、専門医及び認定医は、規則及び施行細則によって認定された者でなければならない。

(3) 消化器外科の全般について修練が可能であること。

(4) 医学雑誌・図書等が常備されていること。

(5) 病歴の記載及びその整理が完備していること。

(6) 剖検ができること。

(7) 消化器外科に関連する課題についての教育行事（症例検討会、死因検討会等）が、定期的に行われていること。

(8) 研究発表が最近3年間（申請の年の7月31日まで）に学術雑誌、学術集会等で3件以上行われていること。

(9) 消化器外科専門医を目指す医師の受け入れが可能であること。

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款及び定款施行細則改正案

(10) 本会の総会~~あるいは~~又は教育集会への参加が、研修として認められていること。

法令作成上の慣例に倣い、「あるいは」を「又は」に改める。

(11) 専門医申請者の診療経験に関する実地調査が可能であること。

2 関連施設として次の各号に定めるすべての要件を必要とする。

(1) 消化器外科病床が原則として常時20床以上あること。

(2) 指導医、専門医又は認定医が1~~各~~人以上常勤していること。

(3) 図書室、病歴の記載及び整理、教育行事等については、原則として認定施設に準ずる。

(4) 専門医申請者の診療経験に関する実地調査が可能であること。

付則 1 この細則は、昭和59年7月18日から施行された日本消化器外科学会専門医制度規則指定修練施設施行細則を継承し、平成15年8月28日に本会の専門医制度規則の施行細則として一部改正の上、施行する。

2 この細則は、平成17年4月15日から改正する。

3 この細則は、平成18年7月14日から改正する。

4 この施行細則は、平成18年12月12日から改正する。

5 この施行細則は、平成20年●月●日から施行する。

施行日を加える。